

第6節 個人向け支援策

(1) 特別定額給付金

(申請締切までの動きと特別定額給付金室の解散)

特別定額給付金については、令和2年6月末には全体の90%以上の支給が終了していたため、7月以降は、申請に関しての不備があるものや世帯構成の変動によって影響を受けるものに関する処理・対応が業務の大半を占める形となった。また、6月26日以降、銀行口座を持たない対象者（刑務所等刑事収容施設入所者を含む。）に対し、窓口、現金書留による給付を開始した。居住が安定していない、いわゆるホームレスの対象者については、担当部署と連携し、本人確認の上、給付を行った。窓口給付の際には、混雑を避けるため、1時間ごとのスケジュールを組み、来庁人数を管理した。

7月以降は「申請期限まで残り1か月！」と銘打って、制度周知と申請勧奨のキャンペーンを実施した。具体的には、広報紙 KOBE 7月号・8月号における申請期限呼びかけ、新聞6紙での折込、未申請者に対し勧奨チラシを同封した申請書の再送、単身かつ未申請の視覚障害者に対する音声コードを掲載した勧奨チラシの送付、基準日以降の市外転出・市内転居者で未申請の方への勧奨、民生委員への協力依頼、ネットカフェでの掲示、市長メッセージ動画配信、締切日当日の新聞広告（神戸新聞）を行った。

本市では8月18日が申請締切日となり、その後も支給事務は続いたが、問い合わせ件数の減少に伴って9月中旬にコールセンターの回線数を減らし、9月末には専門部隊である特別定額給付金室が解散となり、残務整理については福祉局政策課内の既存体制で対応することとした。

(誤支給および重複支給に関する債権回収)

神戸市特別定額給付金については、誤支給および重複支給が51件（世帯）発生した。内訳としては、事務手続き上の瑕疵によるものが43世帯分620万円、DVや施設入所児童にかかる事後申出等による制度上避けがたいものが8世帯分150万円である。

誤支給・重複支給が判明した場合、職員による電話連絡や文書送付により速やかに返還請求等を行い、令和2年9月末までに34世帯の返還が終了し、7世帯に関して他都市での支給停止措置を実施した。10月当初より、残る10世帯について弁護士事務所に債権回収を依頼した結果、7世帯130万円を回収するに至った。

残る債権3世帯50万円（事務手続き上の瑕疵によるもの：1世帯、制度上避けがたいもの：2世帯）については、令和3年度以降、引き続き、電話連絡および文書送付による督促を行い、債権回収に努めていく。

(事業終了に向けて)

申請書等に不備がある場合には、相応の期間を設けて不備解消に努めたが、それでも解消できなかった世帯については申請書にて通知のとおり、申請取り下げの扱いとした。

また、申請後支給するまでの間に世帯主が死亡して相続人が不明である世帯については、国の通知に基づき、供託を行った。

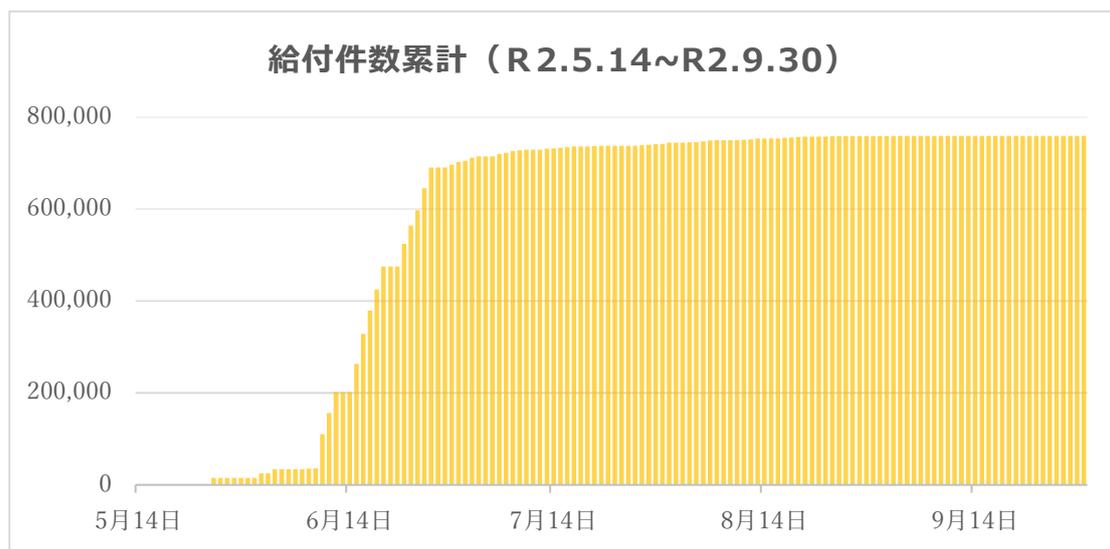
特別定額給付金事業が終了する令和3年3月末に向けて、申請書の保管場所を確保するとともに、令和3年度以降も申請者からの給付状況の問い合わせや公官庁等からの照会等への対応が必要であることから、支給情報検索システムを構築した。

○ 特別定額給付金給付実績（給付期限：令和2年度末）

神戸市全世帯数 **764,063 世帯**（給付対象者判定の基準日：令和2年4月27日）

給付数 **759,371 件**

給付率 **99.4%**



（2）住居確保給付金

（制度概要）

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業で、経済的に困窮し、家賃を負担することが困難な方に対して、自治体が直接家主に家賃相当額を負担することで原則3か月間（最長で9か月）住居を確保するものである。

合わせて、専任の相談員が寄り添って、就労に向けた支援を実施することで、困窮世帯の自立を図るものであるが、現状は要件が部分的に緩和されている。

この事業は、本市では各区のくらし支援窓口が実施しており、相談員が様々な生活の相談支援に応じ、ハローワークと連携して支援を実施している。

(対象拡大による申請の状況)

令和2年4月20日以降、国の省令改正が行われ、これまでの対象である「離職後2年以内」に加えて、「個人の都合による理由以外で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」についても、対象が拡大された。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対象拡大に加え、厚労省では、申請者個々人の生活状況に応じた就労支援のプランの作成を不要、窓口での対面による申請書受理ではなく、郵送申請も可能とするなどの通知を発出しており、幅広い方への制度利用を図っているところである。

この結果、令和2年4月1日から令和3年9月末までに約4,160件程度の申請を受理している。

○申請状況

R 2	4月	5月	6月	7月～ R 3. 3月	合計	R 3. 4月～ 9月末
申請件数	480	850	570	1,220	3,120	1,040

(現在の制度運用)

令和2年4月から合計10回を超える見直しや、令和3年2月の緊急事態宣言の延長の状況を受けて、3か月間に限り、再支給が可能となった。(申請期限：令和3年2月～令和4年3月末まで)

(申請の効率的な対応、効果的な発信)

また、住居確保給付金の対象拡大に合わせて、国からは、郵送による受付などの依頼も来ており、令和2年4月27日からは、全市的に郵送による申請を開始している。

なお、制度変更の度に、市民向けの広報が急務となり、速やかな市のHPへの掲載、各区で対応する職員へ周知を図った。特に大きな制度変更では、民間会社との連携協定を活用し、生活困窮者本人の携帯電話へSMSを直接送るなどの対応を図った。

(国の対象拡大による影響)

相談者が増えている窓口には、相談員を追加配置するなど、順次、体制の強化を図った。

(3) 生活福祉資金

(制度概要)

従来は低所得者が対象であったが、「新型コロナウイルス感染症の影響により、有業等により収入の減少がある世帯」にも拡充され、全国共通の制度として、令和2年3月25日より開始。神戸市でも、各区の社会福祉協議会が窓口として実施している。

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等があること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	緊急小口資金	令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	住民税非課税を確保する対象は、借受人及び世帯主。
		総合支援資金(初回貸付分)	令和3年度又は令和4年度の住民税非課税	
		総合支援資金(延長貸付分)	令和5年度の住民税非課税	
		総合支援資金(再貸付分)	令和6年度の住民税非課税	

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる(延長貸付)。また、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内60万円以内)を実施する。

(申請受付の対応)

この貸付制度は、各区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)の窓口(区役所)でのみ申請を受け付けていたことや申請には住民票が必要で、市民課の窓口が混雑し、区役所庁内で市民が滞留する要因となっていたことなどより、令和2年4月中旬からは、神戸市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)において、「新型コロナウイルス特例貸付コールセンター」を設置し、貸付に関する電話相談を開始し、同時に郵送による申請も可能とした。

加えて、貸付の手続きにあたって必要な住民票については、社会福祉協議会職員が代理取得するための委任状を取得することで、市民課で滞留する要因を解消した。

令和2年7月には、貸付期間の延長により最長7か月(最大80万円の貸付⇒最大140万円)、さらに、令和3年2月には、再貸付が運用開始となり、最大200万円の貸付が可能となった。

これらの結果により、現在も申請総数(令和3年7月末時点:71,023件)は伸びているが、神戸市では、感染状況拡大防止の観点から、同特例貸付コールセンターを継

続し、申請を受け付けており、区役所での市民の密集の緩和や、結果として、区社協職員の負担緩和につながっている。

(財政措置)

貸付制度に関する原資は、厚生労働省から配分（国費10/10）されるが、市社協で実施しているコールセンターや郵送申請処理に必要な事務費の配分については、兵庫県社会福祉協議会が決定する。今後、国から十分な事業費が配分されなければ、市社協の持ち出しとなるが、新設された国庫補助金を活用することで、財政的な負担を緩和した。

また、結果的に各区のくらし支援窓口との連携を図ることができたことから、より速やかな情報提供が可能となった。

(4) 生活困窮者自立支援金

(制度概要)

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯には、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付などによる支援を行ってきたが、コロナ禍の長期化により、貸付の利用が上限に到達するなど、特例貸付をこれ以上利用できない世帯が存在している。

こうした世帯に対して、就労による自立を図ること、また、それが困難な場合に円滑に生活保護の受給へつなげることを目的として、生活困窮者自立支援金の創設が令和3年6月に国により通知された。神戸市においても、この通知に従い、令和3年7月より申請受付を開始している。

(申請の効率的な対応、効果的な情報提供)

制度の趣旨は、生活困窮者の自立を図るため、求職活動が求められるものだが、感染状況によっては、迅速に給付することも重要なものとして位置付けられており、対面による申請窓口は設置せず、郵送及び電子申請で対応した。また、生活福祉資金の実施主体である兵庫県社会福祉協議会から提供される貸付の情報を活用の上、貸付制度の上限に至った世帯へ、申請書及びパンフレットを直接発送することで効果的な情報提供に努めた。

(現状の制度運用)

当初の通知では、令和3年8月末が申請期限となっていたが、感染状況の拡大を踏まえて、令和3年11月末へ期間延長された。さらに、国の経済対策により、令和4年3月末まで再度期間延長された。これに基づき、新たに対象となる方に対して、同様の情報提供を実施している。これらにより、令和3年10月末時点では3,300件を超える申請を受理している。

○申請状況

R3	7月	8月	9月	10月	合計
申請件数	1,022	1,640	426	275	3,363

(5) 保険料減免関係(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金)
(国民健康保険の保険料減免・徴収猶予)

新型コロナウイルス感染症の影響への対応に伴い、国から各保険者に対して保険料の徴収猶予制度の周知も含め適切に運営するよう通知があった(令和2年3月10日付通知)。これを受けて、国の通知をホームページで公開して徴収猶予制度の概要の広報を図るとともに、区に対しても適切な対応を周知した。(令和2年3月12日)

続いて、保険料の減免について、国から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が下がった方等に対して保険料の減免を行った場合の財政措置の基準が示された(令和2年4月8日概要通知。同年5月1日付正式通知)。これを受けて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免を新たに設けるとともに、市民への広報のため、市ホームページに、制度概要を掲載した(「新型コロナ対策神戸市支援総合サイト(個人)」にもリンクを掲載)。また、規則を制定し(令和2年6月3日付公布)、令和2年6月から新型コロナウイルス感染症に伴う新たな減免制度の受付を開始した。

また、来庁が例年以上に多くなることを想定して、全世帯に送付している「保険料のお知らせ」に同封する案内チラシに来庁の抑制に関するお願いと合わせ、新たな減免制度及び徴収猶予の制度の案内を掲載することで制度の周知を図った。

さらに制度の周知を図るべく、広報紙(10月号)に制度案内を掲載して広く広報に努めるとともに、令和2年11月の国民健康保険の被保険者証一斉更新に際しても制度の案内チラシを同封して全世帯に周知を図った。

これらの対応については、被保険者に安心感を与えること、被保険者への周知と早期対応、また区役所への来庁者数を抑えることに主眼をおいて行った。

実施にあたっては、国の正式通知や詳細な疑義回答が遅く、また、国基準通りの減免対応は現行の国保システムで対応できなかったため、運用方法の方針決定に時間を要したこと、また、保険料の減免費用は国の財政措置が行われたものの、必要な事務費について、財政措置がなされず市費での対応となったことが課題であった。

保険料減免の財政措置は令和2年度分までとされていたが、令和3年度分についても財政措置の基準が示されたことから(令和3年3月12日付及び6月2日付)、引き続き継続実施した。

(後期高齢者医療の保険料減免・徴収猶予)

後期高齢者医療においても、国民健康保険と同様に国から保険料の徴収猶予及び新型

コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免に関する通知があり、また、令和2年4月9日付けで兵庫県後期高齢者広域連合（以下「広域連合」という。）より国基準を踏まえた保険料減免規則を新たに制定する旨の通知があった。

これを受けて、各区の保険年金医療課に周知するとともに、市ホームページの「新型コロナ対策神戸市支援総合サイト（個人）」と後期高齢者医療制度のサイト内に保険料の減免及び徴収猶予の制度概要を掲載し、市の広報紙（5月号）でも案内を行った。

また、新たな減免制度について、令和2年7月13日に発送した「後期高齢者医療保険料のお知らせ」に、リーフレットを同封し、全被保険者に周知するとともに、国民健康保険と介護保険とあわせて、広報紙（10月号）の広告欄に制度案内を掲載した。

さらに、令和3年1月に緊急事態宣言が再発令されたことを受け、広報紙（2月号）に徴収猶予と減免に関する記事を掲載した。

国民健康保険との大きな違いは、後期高齢者医療制度では市町で構成する広域連合が保険者であり、各市町と役割分担を行いながら運用していることである。減免等の制度設計は広域連合が行うが、被保険者の窓口対応は、国民健康保険と同じく、区の保険年金医療課で行っていることから、国民健康保険の制度と合わせながら周知広報を行い、現場での混乱がなるべく少なくなることに留意した。

保険料減免の財政措置は令和2年度分までとされていたが、令和3年度分についても財政措置の基準が示されたことから（令和3年3月12日付及び6月2日付）、広域連合が引き続き継続実施した。

（介護保険の保険料減免・徴収猶予）

国からの保険料減免や徴収猶予に関して、国民健康保険と同様の趣旨で同時に通知がきた。これを受けて、各区には必要な周知を行った。

保険料減免について規則改正を行い、令和2年6月より申請受付を開始した。

また、制度の広報については、市ホームページ上の「新型コロナ対策神戸市支援総合サイト（個人）」への掲載、介護保険の全被保険者（43万人）に対して送付した保険料のお知らせに同封するチラシへの記載を行った。さらに、令和2年8月に減免の可能性のある方（約7万人）に対して制度案内を個別郵送、電話相談のためのコールセンターを1か月程度設置した。

保険料減免の財政措置は令和2年度分までとされていたが、令和3年度分についても財政措置の基準が示されたことから（令和3年3月12日付及び6月2日付）、引き続き継続実施した。

（国民年金の臨時特例免除）

国民年金については、新型コロナウイルス感染症新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者等の保険料免除（「臨時特例免除」という）制度が新たに創

設され、令和2年5月1日から区役所において受付を開始した。(令和2年4月23日付年金局事業管理課長通知)

臨時特例免除制度について、市ホームページに掲載し、申請書様式をダウンロードして申請できるようにするとともに、広報紙に臨時特例免除の記事の掲載を掲載した。(複数回)

また、令和2年7月の国民年金の免除の更新申請勧奨にあわせて、臨時特例免除の案内と所得見込額申立書、返信用封筒(日本年金機構事務センターあて)を同封し、制度周知及び来庁抑制のための郵送申請の徹底を図った。これにより、免除申請のための区役所来庁者数は、コロナ前の3分の1程度に抑えることができた。

臨時特例免除の適用期間については、令和2年度分までとされていたが、令和3年度分についても引き続き適用された。

(6) 傷病手当金(国民健康保険・後期高齢者医療)

(国民健康保険)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策一第2弾―(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を受けた厚生労働省(令和2年3月10日付通知)及び兵庫県(令和2年3月27日付通知)からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金制度を創設した。

市内でも感染が拡大する中、速やかな対応が必要なことから、臨時市会に上程した(令和2年5月1日議決、同年5月8日公布及び施行)。

申請受付は令和2年5月11日から開始とし、併せて市ホームページ上にも説明及び申請様式等を掲載し、郵送による受付にも対応した。さらに、広報紙こうべ(6月号)でも制度PRを積極的に行った。

今回の傷病手当金は、対象者が被用者限定で、給付対象者が限られることから実施の効果が限定的と考えられたこと、また、国通知も実施を強制するものではなかったため、実施については、他都市の動向も見据えながらではあったが、感染拡大状況に鑑み、実施しないという選択肢はないとの判断で、早く方針を固めた。

適用期間については、当初は令和2年1月1日から同年9月30日の間とされていたが、令和2年8月と11月、令和3年2月、5月及び8月の計5回にわたり国からの財政支援に関する通知があり、令和3年12月31日まで期間が延長されている。

(後期高齢者医療)

国からの通知関係は国民健康保険と同様で、対象者は被用者限定。保険者である広域連合において、傷病手当金制度を創設した(広域連合条例・規則改正:令和2年4月15日公布、同年5月1日施行)。

申請の受付事務は本市が行うため、本市の条例改正を行い(令和2年5月1日議決、同年5月8日公布及び施行)、令和2年5月11日より申請受付を開始した。広報につい

ては、国民健康保険と併せて実施した。

適用期間については、国民健康保険と同様に令和3年12月31日まで期間が延長されている。

(7) ICTを活用した生活困窮者学習支援事業

長期休校により学習の遅れが懸念される生活困窮世帯の中学3年生と、休業要請でアルバイト収入が減少した大学生講師をマッチングして、マンツーマンの同時双方向型オンラインの学習支援事業を行った。

また、令和2年7月からは、生活困窮世帯の中学2年生、8月からは不登校の中学生及び長期入院で学校に通うことができない小中学生を対象に加えた。

令和3年度からは生活困窮世帯の中学1年生にも対象を拡大した結果、登録者数は増加傾向であり、出席率も高い推移となっている。

オンラインで実施するにはインターネット環境が整っている必要があるが、すべての家庭に整っている訳ではないことから、タブレットの貸与、ルータの設定等など、ICT環境整備への支援や対象となる世帯への周知など教育委員会と連携して実施することが重要であった。

(8) ひとり親家庭のサポート

(就業相談)

緊急事態宣言の解除後、令和2年7月末までは毎日就業相談を行った。相談者を待つだけではなく、これまで相談歴のある方へ積極的に電話をかけ、アフターフォローを行った。毎日就業相談を終了した後は、十分に感染防止対策をとった上で、面談による相談（区役所・ひとり親家庭支援センター等）を再開し、きめ細かく相談に対応をした。結果、令和3年2月末時点で253人の方の相談に応じた。

相談内容は、「再就職や転職」の相談が約6割を占めており、コロナ禍における今後の働き方等に関するものが多かった。相談者に対するアンケート(上半期分)において、満足度は「とてもよかった」「よかった」が全てを占めており、高い評価が得られたと考えている。また、就業相談の良かった点としては、88.6%が「よく話を聞いてもらえた」、68.6%が「適切なアドバイスをもらえた」、57.1%が「役に立つ情報が得られた」が挙げられており、高い満足度が得られている。さらに、マンツーマンのパソコン講座も実施し、延べ223人の方に参加いただいた。これらの取り組みにより、令和3年2月末時点での就業者数が66名、対前年比227%となっており、前年度の就業者数を上回ることができたことから、コロナ禍において一定の役割を果たせたと評価している。

就業相談の中では、仕事の悩みの相談の枠を超えて、ひとり親の抱える不安や悩みをお聞きし、適宜さまざまな施策の情報提供を行うことで、ひとり親が安心して自立していただけるよう、寄り添い支援に努めている。

令和3年度は、面談や電話による相談に加えて、オンラインでの相談体制を整えると

共に、巡回相談先として北神区役所を加えている。

(SNSとAIを活用した就業相談)

令和3年8月より、SNSアプリ「LINE」でチャットボットやAIの技術を活用して、キャリアコンサルタントがオンライン上で就労相談や就職のマッチングを行うサービス 시작했다。SNSアプリ「LINE」で、『神戸市ひとり親家庭就職・転職支援サービス』を検索または二次元コードから友だち登録の上で利用できる。相談時間は朝6時から24時まで。ひとり親に特化した就業あっせんを目指している。

(資格取得Web 講座)

資格取得Web講座については、ひとり親家庭の中長期的な就業自立を促進するため、就職に結びつきやすい医療事務や調剤事務、登録販売者などの民間資格取得に向けた講座を無料で受けられる制度として、当初定員を300名で募集したが、申込人数が非常に多かったため、急遽定員を500名まで拡充し、受付を行った。現在、順次資格取得後の方から就職準備金の申請を受け付けており、速やかな支払いに努めている。取得する資格によっては、令和2年度に試験が開催されないなどさまざまな事情により令和2年度に資格取得ができない方もおり、このような方を少しでも支援するため、受講開始から1年以内であれば就職準備金の対象となるように予算措置を行った。同様に令和3年度は令和3年5月24日から令和3年6月28日まで無料で受講申込を受け付け、資格取得による就労機会の推進を目指している。

(既存事業の補助率の充実)

自立支援教育訓練給付金事業については、補助率を6割から10割に拡充し、新型コロナの影響を受けて収入減少した方も対象にしたところ、令和2年4月から令和3年2月末までの講座指定の新規受付件数は、62件となっており、令和2年4月以前から受講している方を含めると、108件の方が今回の拡充の対象となっている。

(ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金)

養成機関に通学中の生活費として訓練促進給付金を支給している。また、修了後、修了支援給付金を支給。コロナ禍において安定就労を通じた中長期的な自立支援につながるような資格取得支援を更に促進するため、令和3年度に受講開始したものに限り、令和3年4月より養成機関に6月以上通学して取得する民間資格にも対象資格を拡大している。(令和3年6月～受付開始)

(ひとり親家庭住宅支援資金貸付)

コロナ禍において、安定就労を通じた住居確保に向けて、母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃(実費額)の貸付を行うことにより、就労又はより稼働所得の高い就労などによる自立の促進

を図る。(令和3年10月～受付開始)

(ひとり親世帯への給付金)

令和2年6月、国において、補正予算により臨時特別給付金を早期に支給することが打ち出された。その内容は、児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大幅に減少する世帯に対して追加で5万円を給付するというものであった。児童扶養手当受給世帯に対しては、申請は不要であり、令和2年8月20日に支給を行った。また申請が必要な分については、専用コールセンターを令和2年7月27日に開設、各区役所・支所に申請相談窓口を令和2年8月3日から9月30日までの間設置し、郵送申請を基本としつつも円滑な申請が行えるように配慮を行った。

その後、9月市会において、ひとり親家庭への経済的支援が十分行き届いているのかという質疑があり、それを受けて11月市会において、神戸市単独でひとり親世帯へ独自の一時金支給(1世帯2万円、第2子以降1人につき1万円加算)を行うための補正予算を編成した。令和2年12月28日以降に本市独自の給付金を対象者12,106人に対し、301,860千円の支給を行った。

また、令和2年12月11日の閣議決定において、国の予備費を活用し、令和2年8月の給付金の支給対象者に対して再度同様の給付を行うこととされたため、令和3年1月20日に支給を行った。

さらに、令和3年3月16日には、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」が関係閣僚会議で決定し、低所得の子育て世帯に対してその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うこととなった。ひとり親家庭及び令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)の養育者であって、①令和3年度住民税(均等割)が非課税の方または②令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(令和3年4月から令和4年2月末までに生まれた新生児等の養育者も対象)に子ども一人当たり5万円を給付している。

給付金 令和2年度

(1) ひとり親世帯臨時特別給付金(国、新型コロナウイルス対策)

ア. 対象者・支給額

	基本給付 (ア)	追加給付 (イ)	再支給 (ウ)
令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者	○ 申請不要	○	○ 申請不要
公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者	○	○	○ 申請不要
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者	○	×	○ 申請不要

(ア) 基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

(イ) 追加給付 1世帯5万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者に対して支給

(ウ) 再支給 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

基本給付を受給した者に対して同額を支給

イ. 支給実績（確定値）

内訳	基本給付 (ア)	追加給付 (イ)	再支給 (ウ)
令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者	11,430人 741,360千円	4,993人 249,650千円	11,430人 741,360千円
公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者	341人 22,000千円	194人 9,700千円	341人 22,000千円
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者	768人 51,480千円		768人 51,480千円
小計	12,539人 814,840千円	5,187人 259,350千円	12,539人 814,840千円
合計	(実人数) 12,539人 1,889,030千円		

(2) ひとり親世帯神戸市臨時給付金（市独自、新型コロナウイルス対策）

ア. 対象者 以下の両方を満たす方。申請不要。

(ア) ひとり親世帯臨時特別給付金（国）を受給している方（受給するために申請が必要な方の場合は、令和2年12月28日までに申請している方に限る）

(イ) 令和2年10月31日時点で神戸市内に住所があり、かつ、児童扶養手当の支給要件に該当する方（児童扶養手当を申請していない方や、全額・一部停止の方を含む）

イ. 支給額 1世帯2万円、第2子以降1人につき1万円。

ウ. 支給実績（確定値） 令和2年12月28日～令和3年3月29日に支給。

12,106人、301,830千円。

給付金 令和3年度

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

支給額：児童1人あたり一律5万円

対象者	申請	支給実績
(ア) 令和3年4月分の児童扶養手当受給者	積極支給 (申請不要)	11,012人 824,800千円
(イ) 公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）	要申請（郵送受付） R3. 6. 7～R4. 2. 28	83人 5,350千円
(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者		394人 29,100千円
合計		11,489人 859,250千円

（令和3年10月末時点）

(2) なお、同様に低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の支給が決定しており、7月26日より支給を開始している。

支給額：児童1人あたり一律5万円

対象者	申請	支給実績
(ア) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 ※令和4年2月末までに生まれる新生児も対象	積極支給 (申請不要)	8,064人 746,000千円
(イ) (ア)のほか対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満））の養育者であって、つぎのいずれかに該当する者 ①令和3年度分の住民税均等割が非課税 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）	要申請（郵送受付） R3. 7. 5～ R4. 2. 28	① 152人 9,400千円 ② 61人 7,200千円
合計		8,277人 762,600千円

（令和3年10月末時点）

(まとめ)

緊急事態宣言の再発令等により、引き続き経済情勢が厳しい状況にあることを踏まえ、非正規雇用の占める割合が多いひとり親家庭にとっては、パート等のシフト減による収入減少・養育費の減少などによる家計への影響が懸念される。このため、ひとり親家庭が安定就労を通じた中長期的な支援による自立支援につながるような施策展開を、引き続き行っていきたい。

(9) DV相談

令和2年度の神戸市DVセンターにおける延べ相談件数は、前年度よりも増加している。4～6月が特に多く、7月以降も前年度よりも多い傾向が続いていたが、11月からは減少している。原因としては、4月～6月については、特別定額給付金DV申出が影響したと考えられるが、その後の増減については、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や経済不安等が影響している可能性もあるが、明確には判断できない。

国が令和2年4月20日に設置したDV被害者相談窓口「DV相談+(プラス)」(電話・SNS・メール)は、令和3年度も引き続き24時間対応することとなっている。

相談件数の動向や国の動きからも、市独自で夜間対応する必要性は低いいため、DV夜間相談ダイヤルは再開せず、神戸市DVセンターにおける通常の相談対応を続けている。

令和3年度(10月末現在)の相談については、一昨年と同程度の件数に落ち着いており、相談に関してはコロナの影響は特に感じられない状況である。

(新型コロナワクチン接種券の発送)

DV等やむを得ない事情があり、住民票住所地と居住地が異なり、接種券が手元に届かない方で、住民票住所地に届く接種券を入手することができない方に居住地に接種券を送付した。

(10) 子育て相談ダイヤル

コロナ禍における緊急事態宣言や外出自粛により、家庭内で保護者と子ども双方のストレスが溜まり、児童虐待のリスクが高まることが予測された。

育児ストレスの緩和や虐待の未然防止を図るため、令和2年4月10日に、市内3か所の児童家庭支援センターにおいて24時間対応の「子育て相談ダイヤル」を設置し、コロナ禍における育児相談に対応した体制を整えた。

従前より、市内3か所の児童家庭支援センターにて24時間の電話相談は行っているが、改めて、「子育て相談ダイヤル」として、同じ電話番号にて市民に対して広報を行った。

コロナ禍により相談件数も一定期間増加すると考え、4月10日から6月30日の間を新たに、電話相談業務として本市より委託を行った。

令和2年4月10日から6月30日間の間寄せられた相談件数は、174件となっている。

・実施施設および実績：

実施施設	相談件数
神戸真生塾	96 件
しらゆり	39 件
おるおるステーション	39 件
計	174 件

児童家庭支援センターの既存のダイヤルを活用することにより、より迅速に相談窓口を開設することができた。また、児童家庭支援センターには子育て支援の専門職が常勤しているため、相談に関しては、より適切な助言などの支援を行うことができた。

この子育て相談ダイヤルについては、現在も本市ホームページで案内し、子育てのあらゆる相談を受け付け、家庭からの要望があれば、必要に応じて面談や家庭訪問を行っている。

市民から相談ダイヤルに連絡をいただいたことで、他の支援に繋がったケースも出てきており、引き続き、子育て支援の推進を図っていきたい。

(参考) 児童家庭支援センター 相談件数

実施施設	令和2年度 相談件数	令和3年度 相談件数
神戸真生塾	2,516 件	1,663 件
しらゆり	1,649 件	1,641 件
おるおるステーション	1,391 件	2,509 件
計	5,556 件	5,813 件

※令和3年度は4月～10月集計

(11) 外国人留学生等への支援

(外国人留学生等有償ボランティア事業)

新型コロナウイルス感染症拡大初期においては、予期せぬアルバイトの急減などにより、生活困窮している学生が多く発生した。とりわけ外国人留学生は、突然の国際便の欠航等により帰国が困難なうえ、実家などの知縁に頼ることもできない中、生活困窮に瀕している人がより多い状況であった。そこで、令和2年6月から令和3年3月まで、神戸国際コミュニティセンターにおいて、緊急支援として、生活に困窮している市内在住・在学の外国人留学生等を対象に、有償ボランティア活動に従事いただいた。

- ・参加学生数 331 人
- ・参加延べ人数 3,769 人
- ・活動内容例 市内公園や商店街等の清掃、ハイキング道の清掃及び道標等検証、自然環境保護活動、英会話教室補助、小中学生の学習支援補助 等

(外国人留学生等支援事業助成)

令和2年度及び3年度に、神戸国際コミュニティセンターにおいて、コロナ禍で困窮する留学生等のニーズに応じたきめ細やかな支援活動を実施する外国人支援団体等に対する助成を実施した。

- ・令和2年度助成実績 8団体9事業 2,343千円
- ・令和3年度採択実績 5団体5事業 1,000千円
- ・事業内容例 フードドライブ等の食糧支援、シェアハウス提供等の住宅支援、相談会開催 等

(12) 納税の猶予

国において、令和2年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の納税が困難な方に対して、徴収猶予の特例制度が設けられた。特例制度においては、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少（前年同期と比べて概ね20%以上）があり、一時に納税を行うことが困難な方は、納期限より1年間、市税の納付が猶予される。猶予が認められると、猶予期間中の延滞金が免除され、担保の提供も不要となる。

徴収猶予の特例制度は、令和3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象となっており、同日をもって原則、特例制度の受付は終了したが、新型コロナウイルス感染症による影響で依然として厳しい経済状況にあるため、コロナ禍で納税が困難な方については、納税資力に応じた分納相談や、必要に応じて通常の納税の猶予制度を適用している。

【概要】（令和3年9月末現在）

- 対象者：新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、一時に納税を行うことが困難な個人、事業者
- 実績：申請受理件数：3,283件（法人1,677件、個人1,606件）
- 猶予額：50.2億円（法人44.0億円、個人6.2億円）

(13) 土地に係る固定資産税額の据置

平成29年1月1日から令和2年1月1日までの期間において地価が上昇傾向にあったことから、本来であれば、その上昇分が令和3年度の税額に反映される予定であった。

しかし、令和3年度地方税法改正（令和3年3月31日施行）により、地価の上昇により税額が増加する土地については、令和3年度に限り、現行の負担調整措置（評価額の上昇に連動して上昇する土地の税負担を一定範囲に抑えるための激変緩和措置をいう。）の仕組みを拡大して、地価上昇分の税額を令和2年度と同額に据え置く措置を実施した。

【概要】（令和3年9月末現在）

対象者：地価の上昇に伴い評価額が上昇する土地

（商業地等にあつては負担水準（※）が70%以下、住宅用地にあつては負担水準が100%以下のものに限る。）の納税義務者

据置額（据置措置による納税者の負担軽減額。2021年9月末現在）：

約18億円（内訳：商業地等：約13億円、住宅用地約5億円）

※負担水準＝課税標準額／評価額

(14) 応援したいことを実現につなげる、with コロナ KOBE 応援プラットフォーム事業

with コロナの新しい生活様式が求められている一方で、これまでの生活が制限され、社会的、経済的に「困っている市民等」に対して“応援したい”という気持ちを「応援したいこと」として募集する「with コロナ KOBE 応援プラットフォーム事業」を令和2年8月に開始した。応援者は「子どもの応援」「高齢者の応援」「地域の応援」など12のカテゴリーから選択して応募を行い、運営事務局（市と委託事業者）が、「応援したいこと」を実現するためのチームづくり（協力者探し）を行い、具体的な支援の取り組みにつなげていく“プラットフォーム”を運営している。

令和2年度は、生きづらさや困難を抱える子育て世帯への継続的な食支援の取り組みや、市民参加型の寄付として医療従事者にスープを届けるという企業の取り組みなど、11事例が実現した。令和3年度は、お盆のお供えを経済的に困っている留学生に提供する寺院の取り組みや、子どもたちの行事にトロフィーを寄付することで思い出作りを応援する取り組みなど、4月～9月で10事例が実現した。

(15) KOBE 学生地域貢献スクラム

新型コロナウイルスの影響に伴い、（保護者などの）学生の生活維持者の収入や学生本人のアルバイト収入が減少し、学生の修学継続に影響が生じていた。他方、地域では人材不足が深刻化し、学生などの若手人材の参加を推進していく仕組みの構築が急務となっていた。このような状況を踏まえ、社会貢献活動を通じた学生支援事業「KOBE 学生地域貢献スクラム」を令和2年8月に立ち上げた。

令和2年度は、里山再生やこどもの居場所づくり事業など多様な約70のプロジェクトに、延べ約1,100人以上の学生が参加した。

参加した学生からは経済的支援としての反響とともに、社会課題や地域課題の解決支援により「普段生活をしていて見えない部分が見えることで視野が広がった」などの意見、地域からは学生の活動に助けられたとの意見をいただいている。

令和3年度はコロナ禍の一定程度の収束を見込み、学生への経済的支援という趣旨を薄めつつ

○地域での学生の育成を通して、継続的な社会貢献活動への参加を促進

- 急激な人口減少・高齢化に伴い発生する社会課題や地域課題の解決支援
- 神戸が抱える地域課題を認知するきっかけ、地域と学生とのネットワークづくり
といった趣旨を踏まえ、地域団体・NPO等の団体の概要・活動内容から、プロジェクトの組成基準に合った活動を選抜している。

尚、令和3年10月末時点における令和3年度の活動実績は下記の通り。

- ・参加学生数 108人
- ・参加延べ人数 273人
- ・支援先団体数 19団体（NPO法人7、株式会社3、一般社団法人1、その他8団体）
- ・事業数 22事業
- ・活動日数延べ 82日